

|                       |  |        |                                    |      |            |     |         |
|-----------------------|--|--------|------------------------------------|------|------------|-----|---------|
| 整理番号                  | 22-8   | 事務事業名  | 住宅改修支援事業                           | 作成部署 | 保健福祉部介護保険課 | 電話  | 内線819   |
| 事務区分                  | 自治事務   | 法定受託事務 | 部長職名 石井 潤一郎                        | 課長職名 | 佐藤 隆       | 作成日 | 平成17年6月 |
| 事務事業開始年度              | H12  | 根拠法令等  | 介護予防・地域支え合い事業実施要綱、北広島市住宅改修支援事業実施要綱 |      |            |     |         |
| " 終了予定年度              |  |        |                                    |      |            |     |         |
| 事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等) | 居宅介護支援専門員の報酬単価に対応されていない業務について、国が急きょ補助対象事業としたことから、本市も住宅改修および短期入所振替業務を円滑に進めるため、平成13年1月より事業を実施。 |        |                                    |      |            |     |         |

1 計画(プラン)

|                      |  |  |  |
|----------------------|--|--|--|
| 上位施策との関連(総合計画での位置付け) | 章  | 安全で安心できるまち   | (第 1 章)  |
|                      | 節  | 高齢者福祉  | (第 5 節)  |
|                      | 施策   | 在宅福祉サービスの充実  | (第 1 施策)   |
| 目的(ここから成果指標を導きます)    | 対象(誰、又は何を)   | 居宅介護支援事業所  |  |
|                      | 意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)                      | サービス利用者からの申請による住宅改修を円滑に進めるため、居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)の業務のうち介護報酬に対応していない住宅改修の申請書に添付する理由書作成業務に対し手数料を支払う。 |  |
| 手段(ここから活動指標を導きます)    | 市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等)の場合はその補助金による団体の活動内容を記載) | 16年度まで   | 住宅改修の支給申請書に添付する理由書1件当たり2,000円を手数料として補助。<br>H14 181件<br>H15 53件<br>H16 62件  |
|                      |  | 17年度   | 平成15年度から適用の介護報酬単価の改訂において、居宅介護支援費(ケアプラン作成に係る報酬)が一定程度増加したことから、ケアプランを立てている被保険者に係る住宅改修の理由書作成については補助対象から除かれることとなった。住宅改修のみの場合を助成対象とすべく平成15年度より要領を改正し事業を継続しており、17年度も同様。 |

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

| 区 分     |             | 15年度(決算) | 16年度(決算) | 17年度(予算) | 18年度(予定) |
|---------|-------------|----------|----------|----------|----------|
| 直接事業費   | 国支出金        |          |          |          |          |
|         | 道支出金        | 79       | 93       | 112      |          |
|         | 地方債         |          |          |          |          |
|         | その他特財       |          |          |          | 122      |
|         | 一般財源        | 27       | 31       | 38       | 28       |
|         | 合計          | 106      | 124      | 150      | 150      |
| 人件費(概算) | 人数(年間)      | 0.01     | 0.01     | 0.01     | 0.01     |
|         | 1人当り年間平均人件費 | 9,000    | 9,000    | 9,000    | 9,000    |
|         | = ×         | 90       | 90       | 90       | 90       |
| 総事業費 +  |             | 196      | 214      | 240      | 240      |

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

| 指 標                     | 指 標(算式)                        | 指 標 値  |        |          |          |
|-------------------------|--------------------------------|--------|--------|----------|----------|
|                         |                                | 15年度   | 16年度   | 17年度(目標) | 18年度(目標) |
| 活動指標<br>(事務事業の活動量や実績)   | 支給件数(件/年)                      | 53件    | 62件    | 75件      | 90件      |
| 成果指標<br>(目的の達成度を測るものさし) | 支給率<br>(支給件数 ÷ 申請件数 × 100)     | 100%   | 100%   |          |          |
| 効率指標<br>(主要活動単位当たりコスト)  | 1件当たりコスト(円/件)<br>(総事業費 ÷ 支給件数) | 3,698円 | 3,451円 | 3,200円   | 2,666円   |

**3 評価(チェック)と改善(アクション)**

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等 | 住宅改修費の受領委任払いなどでケアマネジャーの役割が益々重要になってきていることから、補助対象の範囲内で引き続き市から助成を行い、住宅改修の円滑化に努めるものとする。 |
|---------------------------------|---|

**【妥当性の評価と改善の方法等】**

| 項目  | 判定                              | 判定の説明や課題  | 改善の方法 |
|---|---------------------------------|---|-------|
| 行政関与の妥当性<br>【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】 | 適切<br>改善の余地あり(改善の方法記入)          | ケアマネジャーの業務として、介護報酬に結びつかない部分について、国および道から補助を受け、間接補助事業者として市が実施するものである。 |       |
| 目的の妥当性<br>【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】   | 適切<br>改善の余地あり(改善の方法記入)          | 住宅改修事業者と利用者との間で調整を図るケアマネジャーが属する事業所に対する助成であり、本来は介護報酬に反映すべきものである。     |       |
| 手段の妥当性<br>【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】       | 適切<br>改善の余地あり(改善の方法記入)          | 介護報酬の代替的な事業であり、現在のところ妥当と考える。  |       |
| 受益者負担の妥当性<br>【受益者負担の適正化の余地はありませんか】                | 適切<br>改善の余地あり(改善の方法記入)<br>該当しない |   |       |

**【有効性と効率性の評価と改善の方法】**

| 項目                                    | 判定  | 判定の説明や課題                                 | 改善の方法 |
|---------------------------------------|---|--|-------|
| 有効性の評価<br>【意図した成果は上がっていますか】           | 十分成果が上がっている<br>概ね成果が上がっている<br>あまり成果が上がっていない<br>成果が上がっていない | 現在のところ住宅改修費の申請が円滑に行われていることから、有効と考える。     |       |
| 効率性の評価<br>【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】 | 十分効率的<br>概ね効率的<br>やや非効率<br>かなり非効率                         | 現在四半期ごとにとりまとめて申請・助成を行っており、事務の効率化が図られている。 |       |

**【事務事業担当部局内優先度】**

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A      B      C

**4 総合判定と今後の方向性**

| 【1次評価】   | 判定   | 今後の方向性や改善方法など  |
|--|--|--|
| 事務事業担当部局の総合判定<br>【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】 | 拡大・重点化する<br>現状のまま継続する<br>見直しの上で継続する<br>統合する(検討含む)<br>縮小する(検討含む)<br>廃止・休止する(検討含む)<br>終了 | 在宅生活を継続する上で重要なサービスの一つである住宅改修を円滑に進めるため、ケアマネジャーの果たす役割が重要であることから、事業を継続していく。 |
| 【2次評価】   | 判定   | 今後の方向性等  |
| 行財政構造改革推進本部の総合判定   | 拡大・重点化する<br>現状のまま継続する<br>見直しの上で継続する<br>統合する(検討含む)<br>縮小する(検討含む)<br>廃止・休止する(検討含む)<br>終了 | 1次評価のとおり   |